

福岡市排水設備確認申請の手引き

令和7年4月
下水道管理課

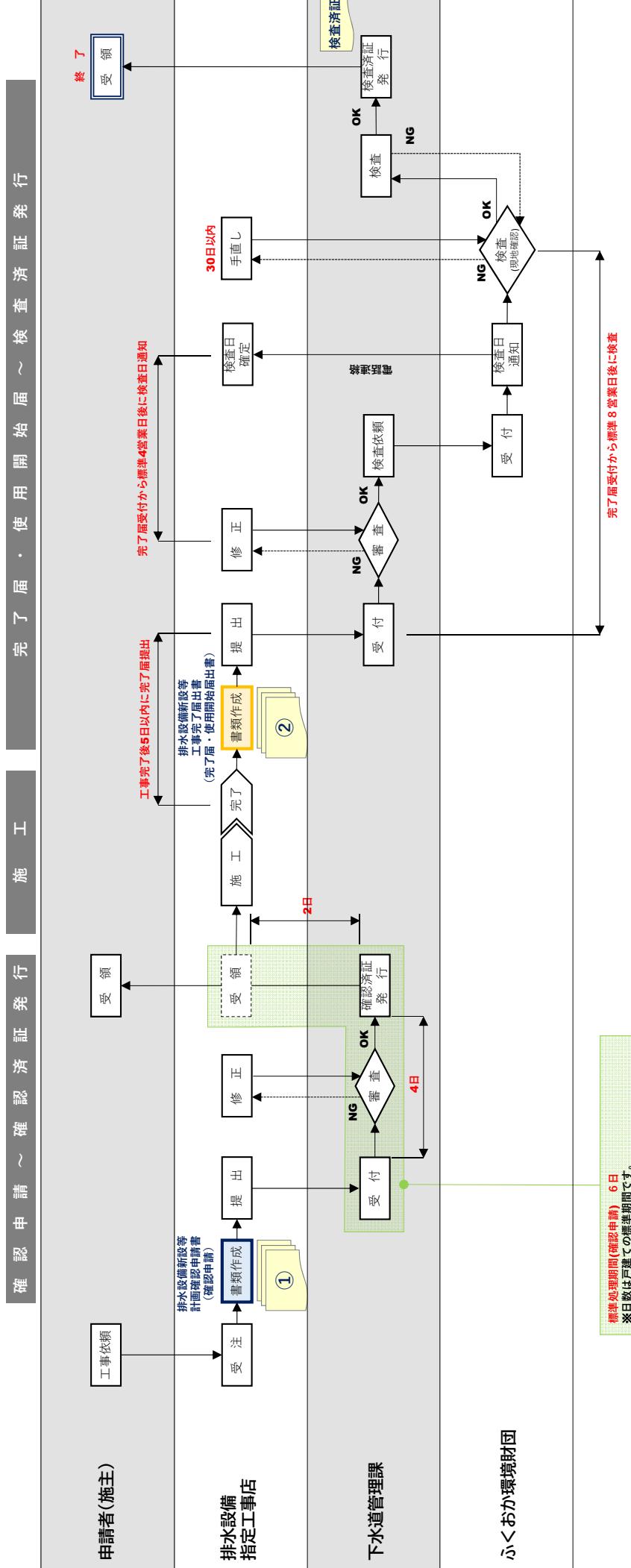
< 目 次 >

排水設備工事の流れについて	・・・	1
適用範囲	・・・	3
第1章 排水設備に関する法令・条例・基準等	・・・	3
1－1 関係法令	・・・	3
1－2 条例・規則等	・・・	3
1－3 排水設備工事に関する基準等	・・・	3
第2章 排水設備工事の概要	・・・	5
2－1 排水設備の設置義務	・・・	5
2－2 排水設備工事の範囲	・・・	5
2－3 排水設備工事の施工者（指定工事店制度）	・・・	5
第3章 排水設備確認申請	・・・	6
3－1 提出書類	・・・	6
3－2 様式及び記入例	・・・	6
3－3 事前調査	・・・	6
3－4 事前協議	・・・	8
3－5 申請方法及び提出先	・・・	10
3－6 審査	・・・	11
3－7 変更手続き	・・・	15
3－8 申請取り下げ手続き	・・・	16
第4章 排水設備工事完了届	・・・	17
4－1 提出書類	・・・	17
4－2 様式及び記入例	・・・	17
4－3 申請方法及び提出先	・・・	17
第5章 竣工検査	・・・	18
5－1 検査日の通知	・・・	18
5－2 検査日の変更、検査の中止	・・・	19
5－3 検査準備	・・・	19
5－4 検査	・・・	22
5－5 検査不合格	・・・	24
5－6 検査合格	・・・	24

排水設備工事の流れについて

令和6年10月1日

排水設備新設等計画確認申請書・排水設備新設等工事完了届書



標準処理期間(確認申請) 6日
※日数は併せての標準期間です。
書類に不備がある場合は手直しに時間をおきます。



工事施工前提出書類

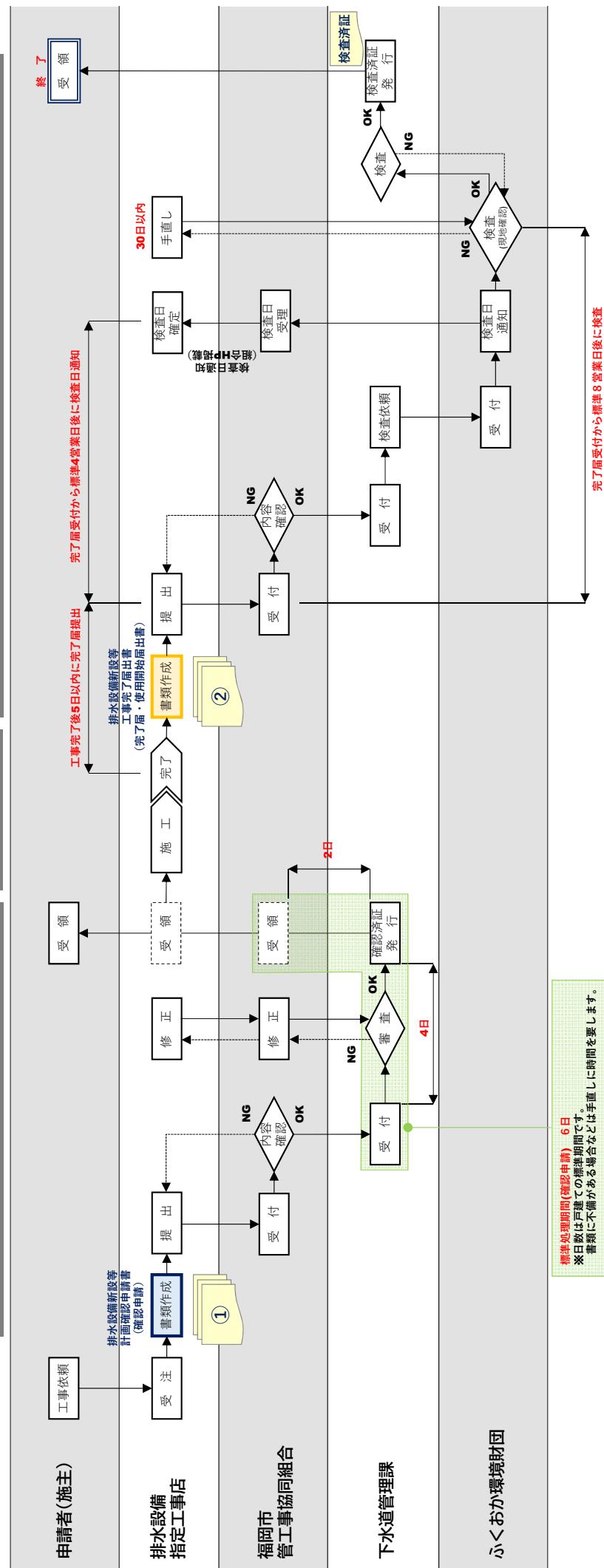
- ・排水設備新設等計画確認申請書
- ・設計内訳書
- ・見取り図 (位置図)
- ・図面 (配管図)
- ・福岡市公共下水道台帳施設平面図 (下水道台帳図)
- ・その他必要書類

工事完了時提出書類 (工事完了日から5日以内に提出)

- ・排水設備新設等工事完了届書
- ・排水設備新設等工事完了届書 (公共下水道使用開始届)
- ・現地完了検査希望日 (曜日) ・代理人の有無・その他申し出事項届出書
- ・現地完了検査委任状 ※申請者が検査の立会をする場合は提出不要
- ・屋外排水設備検査申請兼報告書 ※屋内排水設備の検査を行う場合は提出不要
- ・完成図 (竣工図)
- ・その他必要書類

- その他必要に応じて提出する書類
- 工事が中止となった場合の提出書類
 - ・排水設備新設等計画確認申請書取り下げ届
 - 重要変更があった場合の提出書類 (速やかに提出)
 - ・排水設備新設等計画確認申請書 (変更)
 - ・図面 (変更図)
 - ・設計内訳書
 - ・見取り図 (位置図)
 - ・福岡市公共下水道台帳施設平面図 (下水道台帳図)
 - ・その他必要書類

排水設施新設等計画確認申請書・排水設施新設等工事完了届書



標準処理期間(確認申請) 6日
※ 日数は戸建ての標準期間です。
書類に不備がある場合は手直しに時間を要します。

2

類書提出前施工工事

- ・排水設備新設等計画確認申請書
 - ・設計内訳書
 - ・見取り図（位置図）
 - ・図面（配管図）
 - ・福岡市公共下水道台帳施設平面図
 - ・その他必要書類

1

工事完了時提出書類（工事完了日から5日以内に提出）

- ・排水設備新設等工事完了届書
 - ・排水設備新設等工事完了届書（公共下水道使用開始届）
 - ・現地完了検査希望日（曜日）・代理人の有無・その他申し出事項届出書
 - ・現地完了検査立会委任状※申請者が検査の立会をする場合は提出不要
 - ・屋外排水設備検査申請兼報告書

2

- ・排水設備新設等計画確認申請書取り下げ届
○工事が中止となった場合の提出書類
その他必要に応じて提出する書類

- 重要変更があった場合の提出書類（速やかに提出）
 - ・排水設備新設等計画確認申請書（変更）
 - ・図面（変更図）
 - ・設計内訳書
 - ・見取り図（位置図）
 - ・福岡市公共下水道台帳施設平面図（下水道台帳図）
 - ・その他必要書類

適用範囲

「福岡市排水設備確認申請の手引き」（以下「手引き」という。）は、福岡市における排水設備の設計及び施工に適用する。なお、この手引きは関係法令及び福岡市下水道排水設備技術基準（以下「技術基準」という。）を補足するものとして編集したものである。

第1章 排水設備に関する法令・条例・基準等

排水設備の設計・施工は、関係法令・条例・基準等に準拠して行ってください。

1-1 関係法令

- (1) 下水道法
- (2) 下水道法施行令
- (3) 下水道法施行規則
- (4) その他の関係法令

1-2 条例規則等

- (1) 福岡市下水道条例
- (2) 福岡市下水道条例施行規則
- (3) 福岡市下水道排水設備技術基準
- (4) 福岡市排水設備指定工事店規則
- (5) 福岡市節水推進条例
- (6) 福岡市節水推進条例施行規則
- (7) 福岡市水洗便所改造資金貸付規則
- (8) 福岡市水洗便所改造補助金交付要綱
- (9) 福岡市私道排水設備助成要綱
- (10) 福岡市低地排水設備助成要綱
- (11) 福岡市低地排水設備助成細則
- (12) 福岡市雨水流出抑制施設助成制度交付要綱
- (13) 福岡市雨水流出抑制施設設置に関する実施細目
- (14) 排水設備分流化改造工事費助成制度
- (15) 福岡市水洗化あっせん委員制度に関する要綱
- (16) その他の関係条例・規則等

1-3 排水設備工事に関する基準等

- (1) 福岡市排水設備工事技術基準
- (2) 排水設備の施工について（技術基準の補足説明及び参考資料）
- (3) 「ディスポーザ排水処理システム」の取り扱いに関する要領
- (4) 床下集合システムの取り扱いに関する要領
- (5) 排水槽（ビルピット）の構造及び維持管理に関する指針

- (6) 「1-1 関係法令」、「1-2 条例規則等」及び「1-3 排水設備工事に関する基準等（1）～（5）」に記載のない事項については①～③の基準を準用する。準用する際は、事前に下水道管理課と協議を行うこと。
- ① 下水道排水設備指針と解説（日本下水道協会）
 - ② 給排水衛生設備技術規準・同解説【SHASE-S206】（空気調和・衛生工学会）
 - ③ 空気調和・衛星設備工事標準仕様書【SHASE-S010】（空気調和・衛生工学会）

第2章 排水設備工事の概要

2-1 排水設備の設置義務

公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、排水設備を設置しなければならない。
(下水道法第10条第1項)

2-2 排水設備工事の範囲

排水設備工事とは土地及び建物から排出される下水を下水道に流入させるために必要な排水管渠その他の排水施設（し尿浄化槽を除く）を新設、増設、改造及び修繕する工事をいう。（福岡市下水道排水設備技術基準）（仮設含む）

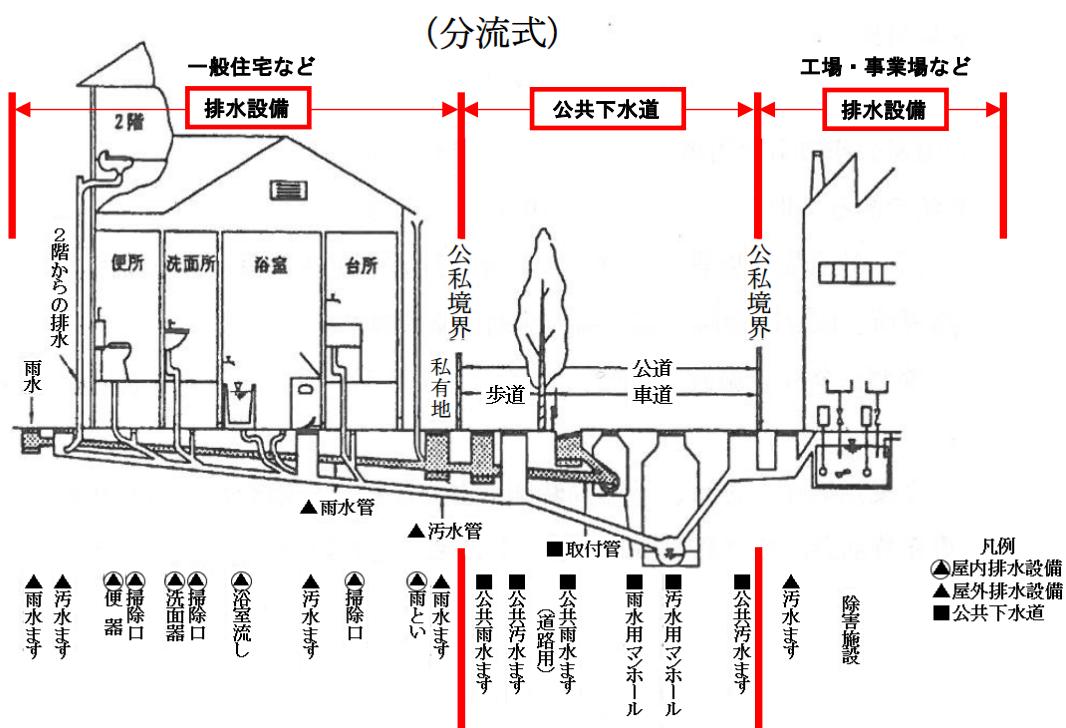


図 2-1 排水設備の例（分流式）

2-3 排水設備工事の施工者（指定工事店制度）

排水設備の新設等の工事は、市長が指定する者（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことができない。ただし、市長が特に認めた工事については、この限りでない。（福岡市下水道条例第8条第1項）

第3章 排水設備確認申請

排水設備の計画の確認

排水設備(これらに接続する除害設備を含む)の新設等をしようとする者は、あらかじめその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令、条例及び規則の規定に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。(福岡市下水道条例 第6条第1項)

※上記の「新設等」とは排水設備の改造や仮設を含み、修理や清掃等は含まない。

3-1 提出書類

- (1) 排水設備新設等計画確認申請書（電子申請の場合は提出不要）
- (2) 設計内訳書
- (3) 見取り図（位置図）
- (4) 図面（配管図）※A3またはA4サイズ
- (5) 福岡市公共下水道台帳施設平面図（下水道台帳図）
- (6) その他必要書類

提出書類の詳細は巻末資料1をご確認ください。

- (1)～(4)は福岡市HPよりダウンロードしてください。
- (4)は福岡市様式「平面図」に記載または別紙での添付をお願いします。
- (5)は下水道管理課または福岡市HPにて閲覧・印刷ができます。下水道台帳図は水洗化状況、分流化告示区域がわかるよう（下水道台帳に色がついた状態）に印刷してください。福岡市HPでの閲覧・印刷方法については、巻末資料2をご確認ください

3-2 様式及び記入例

- (1) 様式については、巻末資料3のとおり
- (2) 記入例については、巻末資料4のとおり

3-3 事前調査

排水設備工事に際しては、(1)～(4)の事項について事前に調査確認すること。

- (1) 施工場所が下水道処理区域内であるかの確認

○下水道処理区域の確認方法

下水道台帳の「水洗化状況」ボタンをクリックし、図面に着色があれば、下水道処理区域内となります。(下水道台帳の操作方法は巻末資料2をご確認ください)

着色がない場合は、下水道企画課に下水道処理区域の告示手続きを行ってください

(2) 接続する公共下水道の排水方式（合流式、分流式）の確認

○排水方式及び分流化告示区域の確認方法

卷末資料2をご確認ください。

下水道台帳の「分流化告示区域」ボタンをクリックし、着色がある場合は、分流式の排水となります。

○分流化計画区域、分流化告示区域

天神周辺地区、博多駅周辺地区は合流式下水道から分流式下水道にするための分流化計画区域になっています。分流化工事完了後は分流化告示区域となり、分流式で排水しなければなりません。

申請地が分流化計画区域に該当する場合は、分流化告示区域であるか事前に確認をお願いします。

※設計時に分流化告示区域になっていない場合でも建築時に分流化告示区域になることがあるため、事前に分流化工事の施工時期について確認をお願いします。

▼ 博多駅周辺地区（約300ha）



令和5年度末時点

▼ 天神周辺地区（約173ha）



令和5年度末時点

○合流式下水道で官民境界に雨水公共下水道がある場合の排水方式

合流式下水道（分流化告示区域除く）で官民境界に雨水公共下水道（U型側溝や雨水樹等）がある場合は、分流式での排水となる可能性があります。該当する場合は下水道管理課に排水方式の確認をお願いします。

(3) 公共下水道施設及び既設排水設備の状況（流下能力、深さ、宅地内既設配管の構造等の良否）

○市で設置する公共樹及び取付管（公費設置）

公共樹及び取付管が整備されていない場合は、市で設置できる場合があります。詳細については、卷末資料5をご確認ください。

○既設建物の改築等で既設管に新設管を接続する場合の図面作成

・既設管下流部の排水設備（新設管の下流側）

正しく公共下水道に接続されているか、流下能力が不足していないか、逆勾配になっていないか等を確認するため、公共下水道までの接続を全て記入（柵種別、柵径、管種、管径、勾配、延長等記入）してください。

・既設管上流部（新設管の上流側）

接続先の排水管渠（汚水または雨水）が適正か確認するため、調査可能な範囲で接続する既設管の最上流部まで図面に記入（柵深さ、延長は記入不要）してください。（他人の敷地（共有道除く）の排水設備は記入不要）

・既設屋内排水設備

調査可能な範囲※で記入してください。

※浄化槽切替工事、分流化改造工事、くみ取り便所改造工事は全ての屋内排水設備を記入してください。

（4）所有権又は管理権などの権利関係の調査及び同意等の確認を特に念に行なうこと。

- ① 他人所有の土地に排水設備を設ける場合
- ② 他人が設置した排水設備に接続する場合
- ③ 他人所有の建物に排水設備を設置する場合
- ④ 私道排水設備助成申請をする場合

○同意等の確認

排水設備確認申請の審査においては、これらの同意等が全て得られているものとして行います。（④以外は同意書等の添付は不要。）これに伴う問題等については当事者間で対応をお願いします。

3-4 事前協議

（1）下水道管理課との事前協議

下記①～⑥に該当する場合は、下水道管理課と事前協議を行うこと。

- ① ディスポーザを設置する場合
- ② 汎み取り便所を水洗化する工事で福岡市の貸付・助成制度を利用する場合
- ③ 浄化槽を水洗化する工事で福岡市の貸付・助成制度を利用する場合
- ④ 雨水流出抑制の助成制度を利用する場合
- ⑤ 福岡市低地排水設備助成制度を利用する場合
- ⑥ 福岡市私道排水設備助成制度を利用する場合

(2) 関係部署との事前協議

表 3-1 に該当する場合は関係部署と事前協議を行い、協議したことが確認できる資料を排水設備確認申請時に提出すること。

○協議したことが確認できる資料の例

- ① 排水設備新設等計画確認申請書の備考欄に担当部署から「協議済み」のサインを記載してもらう。
- ② 担当部署との協議結果（メール、通知書等）を排水設備確認申請書に添付する。

表 3-1 事前協議先一覧

内容	協議先
①仮設トイレ等の仮設物を一時的に設置する場合	下水道料金課
②工事に伴い発生した排水（湧水等）を排出する場合	下水道料金課 水質管理課
③水質汚濁防止法または、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設及び除害施設を設置する場合	水質管理課
④開発行為に該当しない敷地で、敷地面積が 1,000 m ² 以上の場合	下水道計画課
⑤プール、公衆浴場等の時間最大 10m ³ 以上の汚水の排出が予測される事業所の場合	
⑥当該地が下水道事業計画区域 ^{※1} ではない場合	
⑦当該地が下水道処理区域 ^{※2} ではない場合	下水道企画課
⑧建設部で公共下水道を整備する場合	東部下水道課 中部下水道課 西部下水道課
⑨分流化助成制度を利用する場合	中部下水道課

※ 1 下水道事業計画区域とは、公共下水道を整備する区域

※ 2 下水道処理区域とは、下水道事業計画区域内で下水道を処理できる区域

3-5 申請方法及び提出先

申請方法及び提出先については、表3-2のとおり。

確認申請書については、市民サービス向上及び窓口混雑緩和の目的から、電子申請（令和6年10月1日から電子申請へ完全移行）を導入しております。

なお、確認申請は、1宅地（1戸）の污水排水系統・雨水排水系統の同時申請を原則とする。

ただし、新築（解体）工事（本体工事で排水設備を新設する場合など）に伴う仮設トイレ等については、污水系統のみの申請可とする。

表3-2 申請方法及び提出先

申請方法	提出先
電子申請	下水道管理課
その他申請	福岡市管工事協同組合（福岡市中央区平和3丁目20-10）

○電子申請の方法

巻末資料6をご確認ください。

○福岡市管工事協同組合の活用（参考）

本市の審査業務の円滑化を目的として、福岡市管工事協同組合に事前確認を行ってもらっています。また、電子申請が困難な場合等は福岡市管工事協同組合を活用してください。

○仮設の定義

仮設物設置予定の敷地内に将来、新たに建物が立つ予定があるものが「仮設」であり、それ以外は「新設」として取り扱います。これは、仮設の設置期間ではなく、あくまでも新しく建築物が設置される予定があるか否かで判断を行います。

3-6 審査

排水設備に関する法令・条例・基準等に基づき申請内容の審査を行う。

(1) 審査合格（確認済証の交付）

確認済証を交付する。

（確認済証交付後から排水設備工事の施工が可能）

(2) 審査不合格（修正）

修正事項を指定工事店へ通知する。（電子申請の場合はシステムの交付機能で通知）通知を受けた指定工事店は修正事項を是正して再度提出を行うこと。

電子申請の場合は、修正資料に記載された担当者のメールアドレスに送付すること。修正資料を送付する際は、メール件名に「排水設備確認申請修正」と記入し、メール本文に、「下水道管理課の担当者名」、「排水設備新設等計画確認申請書に記載の受付番号（19桁）」を記入して提出。

(3) 排水設備工事における注意事項

福岡市排水設備工事技術基準の補足事項として下記内容を確認すること。

① 排水設備の排除方式

排水設備の排除方式は、表3-3のとおり。

給湯器及びゴミ置き場については、下記内容に注意すること。

1) 給湯器

潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）、家庭用燃料電池システム（エネファーム）のドレン排水を雨水に接続する場合は、図面に給湯器の種類（エコジョーズまたはエネファーム）を記入すること。

家庭用燃料電池システム（エネファーム）については、雨水接続できない機器があるため、一般財団法人日本ガス機器検査協会ホームページで「ドレン基準対応品」であるか確認し、そのページを印刷したもの（対象機器をマーキング）を排水設備確認申請時に添付すること。

一般財団法人日本ガス機器検査協会ホームページ

<https://www.jia-page.or.jp/certification/directory/fc/>

給湯器の排水がない場合は、図面にその旨を記載すること。

2) ゴミ置き場

屋根及び給水装置の有無を図面に記入にすること。給水装置無しで屋根がある場合は汚水排水となるため注意すること。

表 3-3 排水設備の排除方式

下水の種類	形態	排水方式
ベランダ排水	給水装置無	雨 水
	雨水貯留槽(植栽用)の排水	
	給水装置有	汚 水
足洗い場	—	汚 水
散水栓	—	汚 水
	植栽等への散水	地中浸透
受水槽、消火補給水槽等	—	汚 水
屋外の水盤(池、噴水等)	底部排水	汚 水
	オーバーフロー水	雨 水
屋外のプール	底部排水	汚 水
	オーバーフロー水	
ドレン排水	給湯器、空調機等	汚 水
	一定の条件 ^{※1} を満たした潜熱回収機構を有する給湯器(以下、「潜熱回収型ガス給湯器」という。)及び家庭用燃料電池システム等	雨 水
ゴミ置き場	給水装置有	汚 水
	給水装置無、屋根有	汚 水
	給水装置無、屋根無	雨 水
駐車場ピット排水	付近に散水栓等があり汚水の流入がある場合	汚 水
	雨水の流入のみの場合	雨 水
湧水	人為的行為により発生した湧水	汚 水
	地表面に自然に発生した湧水	雨 水

※1 一定の条件

- (ア) 家庭・事務所・店舗等に設置されるもの。
- (イ) 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)については、一般財団法人日本ガス機器検査協会(JIA)が貼付するガス機器認証マークを有するもの。
- (ウ) 家庭用燃料電池システム(エネファーム)については、一般財団法人日本ガス機器検査協会(JIA)が貼付するガス機器認証マークを有し、「JIA ドレン検査基準対応品」の表示があるもの。
- (エ) 周辺の生活環境へ悪影響を及ぼすことが無いよう施工がされていること。
 - ・ドレン排水を直接地先の側溝や共用通路、ベランダ等に排水する場合、飛散や溢水の防止がされていること。
 - ・側溝や側溝枠に滞留する水に起因する害虫が発生しないような配慮がされていること。
 - ・ドレン排水の状況などの点検・確認等に支障がないこと。
- (オ) 宅地内で雨水浸透を行っている家屋やドレン排水の排出管を雨水の縦樋に直接接合する場合には、雨水が給湯器等内に流れて溢れるこのないような防止がされていること。

(力) 汚水系統の排水設備への排出が建物等の構造上極めて困難であること。

ただし、汚水系統へ接続可能な場合は汚水として排水。

② 戸建て住宅の排水

屋内排水管はそれぞれ単独で屋外へ出すこと。(2階含む)

住宅基礎貫通部を少なくしたい等の理由でやむを得ず屋内で排水を合流する場合は床下集合排水システムを使用することができる。(戸建て住宅で1階のみ使用可)

床下集合排水システムを使用せず、単独で屋外に出せない場合は図面に理由を記載すること。理由が施主都合等の場合は、施主に閉塞等のリスクを説明し、その旨も図面に記載すること。

③ 大便器

福岡市は、節水推進条例により節水機器の使用を奨励している。このため、節水型トイレは水量が少なく搬送距離も短いため、技術基準により大便器の内壁から3m以内に汚水枠(第一枠)を設置することとしている。

3m以内に汚水枠を設置できない場合は、図面に理由を記載すること。

理由が施主都合等の場合は、施主に閉塞等のリスクを説明し、その旨も図面に記載すること。

④ 屋外排水設備の配管

雨水管と污水管が並列する場合、原則として污水管を建物側とする。

また、本管(主管)は、100mm以上とすること。

補足：技術基準の3設計-4排水管渠-②管径

(イ) 屋外管渠にあって、一の建築物から排除される汚水の一部を排除する排水管で、管路延長が3m以下の場合は、最小管径を75mm(勾配100分の3以上)とすることができます。

また、屋外管渠にあって、一の建築物から排除される雨水または雨水を含む下水の一部を排除する排水管で、管路延長が3m以下の場合は、最小管径を75mm(勾配100分の3以上)とすることができます。

この場合においても、やむを得ない場合を除いて会合点及び屈曲点には枠を設けること。

ここで言う、一部を排除する排水管とは、家屋内から出てくる枝管(横管)一つの器具からの排水のことであり、本管(主管)ではない。

⑤ 駐車場等の雨水(表面排水)について

申請図を作成する際は、駐車スペース等(駐車場等の位置、大きさがわかるように記入)、約30m²毎に表面排水の流れ方向、表面排水勾配を記入し、

車の乗り入れ部がある場合は、乗り入れ範囲がわかるように記入すること。
(詳細は巻末資料7参照)

⑥ ガソリンスタンド等の排水について

洗車機の排水は、外周に側溝を設けるなど極力雨水の流入を少なくする構造とし、洗車機内で集水した排水をオイル阻集器で油分を除去した後、公共の污水系統へ接続し排水すること。

屋根が無い部分については、敷地外周の側溝等で集水した雨水排水をオイル阻集器で油分を除去した後、公共の雨水系統へ接続し排水すること。

上記の構造にできない場合は事前に下水道管理課と協議を行うこと。

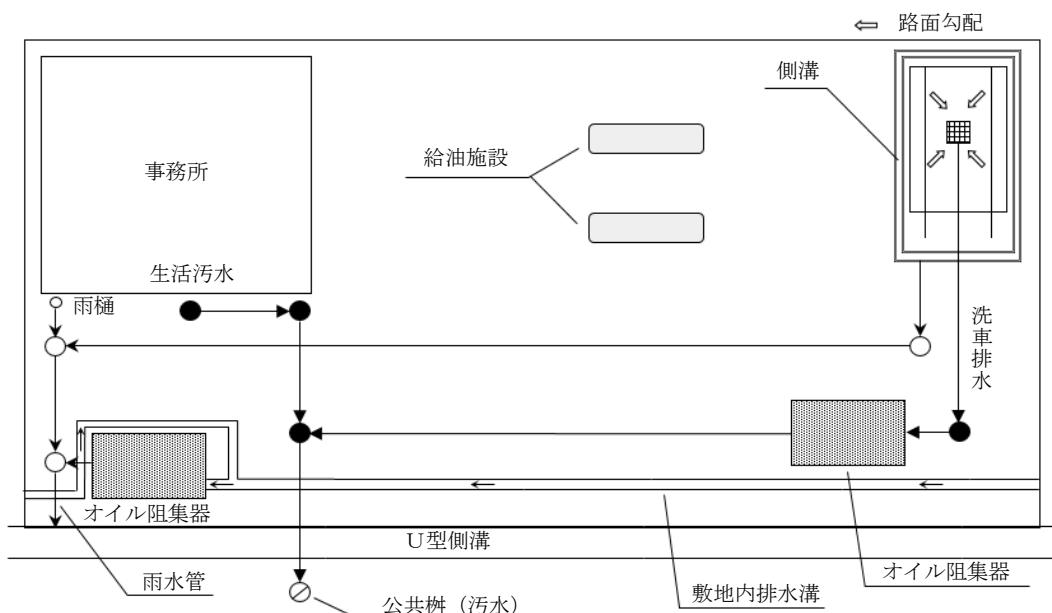


図3-1 ガソリンスタンドの排水例（洗車機外周に側溝設置）

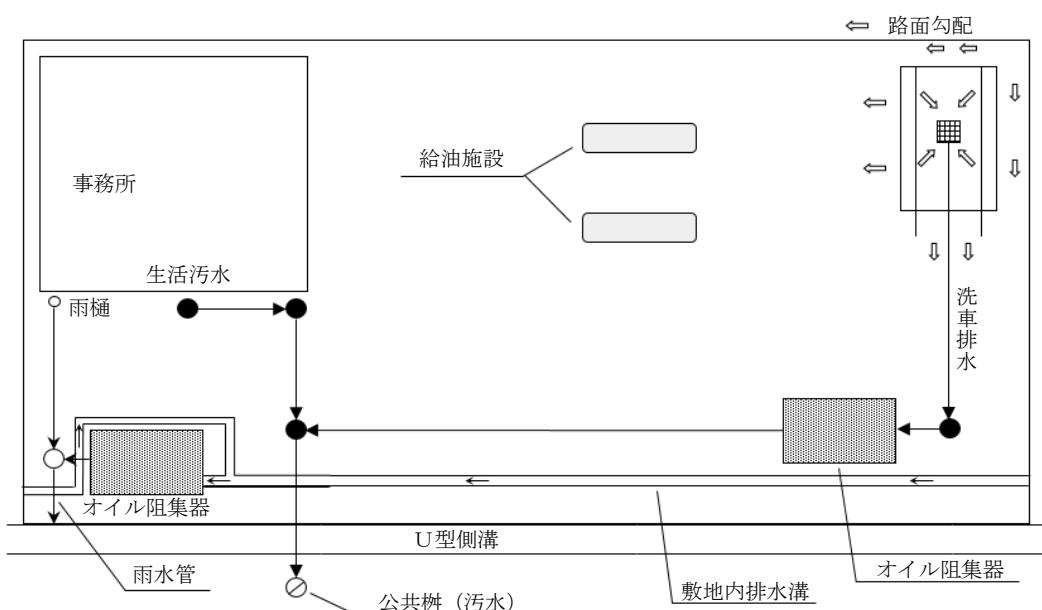


図3-2 ガソリンスタンドの排水例（洗車機外周の勾配調整）

3-7 変更手続き

排水設備計画の確認

排水設備（これらに接続する除外施設を含む。以下この章において同じ。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令、条例及び規則の規定に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請の内容を変更しようとするときは、市長に届け出てその確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあたっては、あらかじめその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

（福岡市下水道条例第6条）

確認済証交付後、（1）に該当する変更を行う場合は、速やかに排水設備確認申請の変更手続きを行うこと。（1）に該当しない変更については、完了届提出時に修正資料を添付すること。

（1）変更手続きが必要な場合（重要変更）

- ① 排水設備に係る建物用途の変更する場合
- ② 公共樹等（取付管のみ、雨水樹等を含む）への接続箇所を変更する場合

※重要変更の詳細は巻末資料8参照

（2）提出書類

- ① 排水設備新設等計画確認申請書（電子申請の場合は提出不要）
※排水設備新設等計画確認申請書の横に「（変更）」と記入し、備考欄に変更内容を記載してください。

- ② 図面（変更図） ※A3またはA4サイズ
- ③ 設計内訳書
- ④ 見取り図（位置図）
- ⑤ 福岡市公共下水道台帳施設平面図（下水道台帳図）
- ⑥ その他必要書類

※提出書類の詳細は巻末資料1参照。

（3）様式及び記入例

様式については、巻末資料3のとおり
記入例については、巻末資料4のとおり

（4）申請方法及び提出先

「3-5 申請方法及び提出先」のとおり。

※変更申請の提出先は当初申請時の提出先に行ってください。

（5）審査

「3-6 審査」のとおり。

3-8 申請取り下げ手続き

排水設備確認申請提出後、工事が中止となった場合は、速やかに「排水設備新設等計画確認申請書取り下げ届」を提出すること。

(1) 提出書類

①排水設備新設等計画確認申請書取り下げ届

※確認済証交付前の場合（工事の許可がおりていない場合）は、確認番号欄に受付番号（電子申請の場合は電子申請の申請番号（19桁））を記入。

(2) 様式及び記入例

様式については、**巻末資料3**のとおり

記入例については、**巻末資料4**のとおり

(3) 申請方法及び提出先

申請方法及び提出先については、表3-4のとおり。

※取り下げ届の提出先は当初申請時の提出先に行ってください。

表3-4 申請方法及び提出先

申請方法	提出先
電子メール	下水道管理課 (gekanshinsei.RSB@city.fukuoka.lg.jp)
その他申請	福岡市管工事協同組合（福岡市中央区平和3丁目20-10）

第4章 排水設備工事完了届

排水設備の検査

排水設備の新設等を行なつた者は、その工事を完了した日から 5 日以内に市長に届け出て、検査を受けなければならない。（福岡市下水道条例 第7条第1項）

4-1 提出書類

- (1) 排水設備新設等工事完了届書
- (2) 排水設備新設等工事完了届書（公共下水道使用開始届）
- (3) 現地完了検査希望日（曜日）・代理人の有無・その他の申し出事項届出書
- (4) 現地完了検査立会委任状
※申請者が検査の立会をする場合は提出不要
- (5) 屋外排水設備検査申請兼報告書
※屋内排水設備の検査を行う場合は提出不要
- (6) 完成図（竣工図）※A3またはA4サイズ
※排水設備確認申請で提出した図面と同じ場合は提出不要
- (7) 雨水公共下水道（側溝、水路、ボックスカルバート等）の接続部の写真
※雨水公共下水道に新たに排水設備を接続する場合でかつ現地検査時に不可視となる場合に提出。
- (8) その他必要書類

提出書類の詳細は巻末資料1をご確認ください。

(1)～(5)は福岡市HPよりダウンロードしてください。

4-2 様式及び記入例

- (1) 様式については、巻末資料3のとおり
- (2) 記入例については、巻末資料4のとおり

4-3 申請方法及び提出先

申請方法及び提出先については、表4-1のとおり。

提出先は排水設備確認申請時の提出先に行うようお願いします。

表4-1 申請方法及び提出先

申請方法	提出先
電子申請	下水道管理課
その他申請	福岡市管工事協同組合（福岡市中央区平和3丁目20-10）

○電子申請の方法

巻末資料6をご確認ください。

第5章 竣工検査

5-1 検査日の通知

排水設備工事完了届受付時に、検査通知日、検査日等が記載された「排水設備完了検査確認表」を配布する。

検査日の確認や検査準備で使用するため、紛失しないようにお願いします。

(1) 検査通知日

検査日・検査時間を指定工事店に通知する日。

完了届を受付した日から起算して土日祝日を含まない4日目が検査通知日となります。(表5-1 参照)

検査日の通知方法は完了届の提出先により異なるため、表5-2をご確認ください。

(2) 検査日

検査を実施する日。

原則、完了届を受付した日を起算して土日祝日を含まない8日目を検査日としています。(表5-1 参照) ※検査日時の希望により前後する場合があります。

※検査件数が多い場合は検査日時の希望に添えないことがあります。

「排水設備完了検査確認表」に記載の検査日が変更となる場合は、ふくおか環境財団から指定工事店へ電話連絡を行います。

表5-1 完了届受付から検査までの流れ

	日	月	火	水	木	金	土
完了届提出					受付日 1日目	2日目	
連絡・準備期間		3日目	検査通知日 4日目	休日	5日目	6日目	
検査予定日		7日目	検査日 8日目				

※検査通知日及び検査予定日を事前に確認する場合は、福岡市管工事協同組合ホームページに掲載されている「検査日早見表」をご確認ください。

表 5-2 検査日通知方法

完了届提出先	検査日通知方法
福岡市管工事協同組合	福岡市管工事協同組合ホームページに検査日を掲載
下水道管理課	ふくおか環境財団から指定工事店へ電話連絡

5-2 検査日の変更、検査の中止

検査日の変更や検査の中止を行う場合は、速やかにふくおか環境財団検査係（092-621-0831）に電話連絡を行うこと。

5-3 検査準備

表 5-3 排水設備の再検査項目、表 5-4 排水設備完了検査要項を確認の上、検査準備を行ってください。

（1）申請者への事前連絡

検査の実施について申請者へ連絡すること。

（2）用意するもの

① 完成図（竣工図） 2部（立会人控え用含む）

② 筆記用具

③ 検査内容の変更により必要となる書類等

・現地完了検査立会委任状

※完了届提出後、申請者の立ち合いができなくなった場合

・屋外排水設備検査申請兼報告書

※完了届提出後、申請者の立ち合いができなくなり、屋外のみ検査する場合

④ 構を開閉できる工具類（公共構、人孔、側溝を含む）

⑤ 管の延長、構の深さを測ることができる用具

⑥ 洗濯機等を通水できる物（ホース、ペットボトル、バケツ等）

⑦ 簡単な手直しができる工具等（当日合格する為の準備）

・管口等補修ができる材料等

・管内を清掃できる道具

（3）検査当日の事前準備

検査を円滑に進めるため、検査開始 15 分前までに以下の段取りを行うこと。

① 申請者への事前連絡、検査の説明

② 危険でないところの構を開けておく

③ 管内にゴミ等が無いか確認する

④ 雨水接続部を確認するための準備

⑤ 完了図（竣工図）に間違이が無いか確認する

表 5-3 排水設備の再検査項目

項目		内 容
大項目	中項目	
施工不良	汚水・雨水共通	① 槵不明 図面に桵設置の記載はあるが、現場で桵が確認できない。
		② 桵取り替え 桵の径と深さが基準に合致していない。破損等。
		③ 桵設置 設置しなければならない箇所に桵が設けられていない。
		④ 桵目地補修 補助桵の接合部分に目地材（コーティング、モルタル等）が充填されていない。 (管口補修含む)
		⑤ 桵開かず 桵の蓋が開けられない。
		⑥ 管つまり 排水管につまりがある。
		⑦ 不明管有り 排水不明の排水管が接続されている。
		⑧ トラップなし 汚水・雑排や雨水合流箇所のトランクが設置されていない。
		⑨ 二重トランク 二重トランクになっている。（宅外のトランクまたは2号トランクに加え、室内の排水器具トランクも有る場合） ※排水器具（流し台等）の配管と床下配管の接続部分に隙間があれば問題なし
		⑩ 蓋交換 蓋の破損、または駐車場等で重量物の荷重がかかる箇所に鋳鉄蓋を使用していない等。（汚水・雨水桵蓋の取り違え、保護蓋設置）
		⑪ 土被り不足 基準の土被り（200mm以上、私道450mm以上）を保てていない。また、駐車場等で重量物の荷重がかかる箇所の土被り不足。
		⑫ 勾配不良 排水管・桵部分の勾配が十分にとれていない。
		⑬ 雜排つなぎ直し 雑排系統が未接続、あるいは接続に不備がある。
		⑭ 掃除口取付 掃除口を設ける必要がある箇所に設置されていない。（段差・トランク部分等）
		⑮ 掃除口不明 図面に掃除口設置箇所の記載はあるが、現場で掃除口が確認できない。
		⑯ 掃除口やり替え 掃除口が破損している、あるいは口径が取付管の口径と違う等。
汚水		⑰ 汚水排管やり替え 汚水排管の破損、または湾曲等がある。（高温排水等は、耐熱管を使用する ※要協議必須）
		⑱ インバート不備 インバートの高さ、強度、流水に不備がある。
		⑲ 雜排水不明 雑排水が汚水系統へ流れてこない。（雨水系統へ流れている可能性もしくは、接続不良がある）
		⑳ ゴミ庫集水やり替え ゴミ置き場の排水が、ゴミ庫”外部”（雨水）へ流れる。

項目			内 容
大項目	中項目	小項目	
施工不良	雨水	㉑ 雨水流末不備	雨水流末箇所（側溝等）へ接続された雨水排管の管口周囲がモルタル等で補修されていない。または確認できない。（裏・表有り）
		㉒ 雨水泥溜め不足	雨水泥溜め（150mm以上）が保たれていない。
		㉓ 雨水切り外し	雨水系統が汚水系統や隣地等へ流れている。
		㉔ 雨水排管やり替え	雨水排管の破損、管径不備、または湾曲（変形）等がある。
		㉕ 雨水放流先不明	雨水系統の放流先が確認できない。
	改造	㉖ 汚み取り便所有り	汲み取り便所や便槽・浄化槽等が撤去されていない。
		㉗ 付帯工事不備	改造工事に伴う付帯工事に不備がある。（内装、コンクリート復旧等）
		㉘ 便槽埋め戻し（浄化槽）	浄化槽の内部がモルタル、または砂等での埋め戻し処理が行われていない。
重要変更	公共樹	㉙ 公共樹の位置・個数増減・放流先変更	確認申請図と現場（竣工図）で大幅に異なる等の著しい変更の場合。 公共樹の位置及び個数増減、または宅内最終樹から公共樹に直接放流されていないなどの変更が生じた場合。（私道助成で設置された樹に放流、隣地の既設管放流、本管に直結放流などに変更になっている場合。）
		㉚ 雨水放流先変更・放流増減	確認申請図と現場（竣工図）の放流先が異なる場合。（側溝放流が河川、暗渠、池、雨水管に変更となった場合。その逆も含む。） 放流変更に伴う放流箇所の増減。
		㉛ 排除方式変更	合流区域において雨水最終樹が確認申請図より現場（竣工図）の方が増加している場合。（当初合流1ヶ所⇒2ヶ所以上に増加）
	排水	㉜ 分流区域	確認申請図の排除方式は合流になっているが、現場（竣工図）は分流。（またはその逆）
		㉝ 用途変更	分流区域で雨水と汚水が合流。
		㉞ 用途変更	確認申請当初は、一般住宅等で申請されていた物件が飲食店等へと物件の用途が変更されている。
その他	器具	㉟ 通水出来ず	通水検査をする予定が、鍵がない等の理由で通水ができない。（共同住宅等の一部留守を含む）
		㉞ 器具未設置	器具（トイレ、台所、風呂、ゴミ置き場等）が未設置で、トラップが確認できない。
		㉟ 器具不備	便器、タンク、洗浄管等に付随する器具の不具合等がある。
		㉟ ディスポーザ有り	申請時にはディスポーザの設置申請がなかったが、完了時に設置されている。（既設を含む）
	排水	㉟ 阻集器不備	ガソリンスタンド等でオイル阻集器（油を除外する装置）が設けられていない等。
		㉟ 阻集器不備	飲食店等でグリース阻集器（調理用油を除外する装置）が設けられていない等。
		㉟ 阻集器不備	クリーニング店等でランドリートラップ（衣類くず・綿・羽毛等を除外する装置）や、歯科等のクラスタートラップ（石膏等を除外する装置）が設けられていない等。
	排水	㉟ 部分検査有り	全体検査ができず、排水器具と取込み樹との接続確認（通水検査）のみの部分検査を行い、後日、残りの部分検査が必要な場合。
		㉟ 越境	隣地及び官民境界を越えて、樹を設置したり、排管等の経路が隣地を通っている。
		㉟ 書類不備	図面や屋内検査申請書等の書類が揃っていない。（ディスポーザ、床下集合閥連書類等【ヘッダー排管】も含む）

5-4 検査

表 5-4 排水設備完了検査要項に基づき現地検査を実施する。

表 5-4 排水設備完了検査要項

検査項目	検査箇所	検査内容
汚水枠	据付	<ol style="list-style-type: none"> 本市指定汚水枠を使用しているか。 高さが路面と均一になっているか。 蓋と枠の安定はよいか。 枠深に適合した直径の枠を使用しているか。 用途に適した枠を使用しているか。（排便管接続部に段差等）
	インバート仕上げ	<ol style="list-style-type: none"> 仕上げ面は円滑で強固に出来ており流水に支障ないか。 インバートの高さは適当か。 既製枠の場合、不要なインバートは埋められているか。
	間隔	<ol style="list-style-type: none"> 基準で定められた位置及び間隔で設けられているか。
雨水枠	取付状況	<ol style="list-style-type: none"> 本市指定雨水枠を使用しているか。 取付管が枠の内側に突き出でていないか。 取付位置、高さが適当か。 泥溜めを15cm以上確保しているか。
排水管	流水状況	<ol style="list-style-type: none"> 規格製品を使用しているか。 枠との接続は適当か。 排水管の勾配は適当か。 排水管に曲がり部分はないか。 管の土被りは適当か。 分流区域において汚水、雨水が完全に分離されて誤接続なく排水されているか。 汚水、雨水の流末の確認及びその接続箇所の仕上げ状況確認。
タンク	据付	<ol style="list-style-type: none"> 資材は本市指定品を使用しているか、また、製品によじれ、歪み及び亀裂等がないか。 建物等にしっかりと固定されているか。 前後左右に傾きがなく正常に据付けているか。 床面よりタンク下端までの高さは適当か。
	引手	<ol style="list-style-type: none"> 引手の機能は正常か。
洗浄管	据付	<ol style="list-style-type: none"> 垂直に据付けてあるか。 支持金具が規程どおり建物等にしっかりと固定されているか。 水漏れはないか。

検査項目	検査箇所	検査内容
大便器	据付	<ol style="list-style-type: none"> 資材は本市指定品を使用しているか。 前後左右に傾きがないか。 据付位置が使用上適切であるか。
小便器	据付	<ol style="list-style-type: none"> 建物等にしっかりと固定されているか。 便器の取付位置、高さは適当か。
	トラップ取付	<ol style="list-style-type: none"> 便器に対して垂直に取付けているか。 便器との取付部、排水管との取付部はよく固定されているか。
手洗器	据付	<ol style="list-style-type: none"> 建物等にしっかりと固定されているか。 水栓と手洗器の位置は正常に据付けられているか。
	トラップ取付	<ol style="list-style-type: none"> 垂直に取付けているか、トラップの中間ネジは完全か。 手洗器及び排水管との取付けはしっかりと固定されているか。
ディスポーザ排水処理システム	据付	<ol style="list-style-type: none"> 認定機種を使用しているか。 (目視出来ないときは出荷証明書等を確認) しっかりと固定されているか。
床下集合排水システム	据付	<ol style="list-style-type: none"> 床下集合排水システム自主検査チェックリスト（様式第2号）に基づき、自主検査がなされているか。 床下集合排水システム満水及び通水試験結果報告（様式2-1号）に基づき、満水及び通水試験がなされているか。
その他	床仕上げ	<ol style="list-style-type: none"> 床面仕上げは円滑にできているか。 床面の高さは適当か。 (兼用便器の場合)
	便槽処理（浄化槽）	<ol style="list-style-type: none"> 砂、碎石粉等で埋立し、将来沈下の起きないように施工しているか。 汲取口の閉鎖はできているか。
	防臭器	<ol style="list-style-type: none"> 取付けは適当か。 封水深は適当か。 二重トラップではないか。

5－5 検査不合格

検査日から30日以内に指摘事項の手直しを行うこと。

修正資料の提出や再検査の日程調整については、ふくおか環境財団の検査員と協議を行うこと。

5－6 検査合格

(1) 章標の交付

章標は門戸その他見やすい場所に掲げる。

(2) 検査済証の交付

申請者に検査済証を郵送で交付する。